

事務連絡
平成19年4月26日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）結核・感染症対策担当官 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症法第12条第1項の規定に基づく結核の届出基準について

感染症法第12条第1項に基づく医師の届出につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について」（平成19年3月29日付け健感発第0329001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により実施されているところであります、その中で、結核の届出基準につきまして、疑義が寄せられているところです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第3条第2号の規定に基づき、無症状病原体保有者のうち、医療を要する者については届出を要するものとしているところであり、塗抹検査等による検査では病原体が確認できないものの、感染との疫学的関連性を有し、ツベルクリン反応やQFT（クォンティフェロン）により潜在結核と診断された者については、当分の間、当該者が医療を要すると認められる場合には、届出を要する無症状病原体保有者として、感染症法第12条第1項の規定に基づく届出の対象とする扱いとして差し支えないものとします。

なお、上記事項については、結核部会においてもご確認をいただき、おって、通知の改正等により改めて明確に示すことにより、当該疑義の解消に資することとしているので、御了知されますようお願ひいたします。

○照会先

厚生労働省健康局

結核感染症課結核対策係 大鶴、関口

TEL:03-5253-1111 (内2381)